

会議録
令和2年第3回更別村議会定例会
第1日（令和2年9月9日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 報告第 3号 令和元年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件
- 第 7 議案第56号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 8 議案第57号 更別村まち・ひと・しごと創生基金条例制定の件
- 第 9 議案第58号 更別村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10 議案第59号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件
- 第11 議案第60号 北海道市町村総合事務組合理約の変更の件
- 第12 議案第61号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件
- 第13 議案第62号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の件
- 第14 議案第63号 村道路線の廃止の件
- 第15 議案第64号 村道路線の認定の件
- 第16 議案第65号 令和2年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件
- 第17 議案第66号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件
- 第18 議案第67号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第19 議案第68号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第20 議案第69号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	西 海 健
教 育 長	荻 原 正	農 業 委 員 会 長	道 見 克 浩
代 表 監 査 委 員	笠 原 幸 宏	会 計 管 理 者	安 部 昭 彦
総 務 課 長	末 田 晃 啓	総 務 課 参 事	女 々 澤 廣 美
企 画 政 策 課 長	佐 藤 敬 貴	企 画 政 策 課 参 事	高 田 大 資
産 業 課 長	本 内 秀 明	住 民 生 活 課 長 補 佐	岡 田 昌 展
建 設 水 道 課 長	佐 藤 成 芳	保 健 福 祉 課 長	新 関 保
子 育 て 応 援 課 長	石 川 亮	診 療 所 事 務 長	酒 井 智 寛
教 育 委 員 会 長	小 林 浩 二	農 業 委 員 会 長	川 上 祐 明
教 育 次 長		農 業 事 務 局 長	

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	高 橋 祐 二	書 記	高 瀬 大 輔
書 記	加 藤 廣 衛		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和2年第3回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

依然として猛威を振るう新型コロナウイルス感染症であります。国内はもとより全世界で第2波、第3波の感染の波が押し寄せ、いまだ終息の兆しの見えない厳しい現状にあります。本村といたしましても、道内や管内での発生状況を踏まえながら、国や道の指針に基づき、感染の拡大防止に最大限に努めるとともに、住民の皆さんとの情報の共有や意識の醸成を図りながら、コロナ禍における新しい生活様式へのスムーズで速やかな移行を行っていきたいと考えているところであります。

さて、今月6日には北海道胆振東部地震から早くも2年が経過をしました。また、本年7月豪雨では九州熊本県球磨川流域や中部地方での集中豪雨による甚大な被害が発生し、死者、不明者86名、住宅被害は1万8,380棟に上りました。甚大な被害に見舞われた被災地の皆様、お亡くなりになられた方々のご家族の皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を切に願っているところであります。本村においても、平成28年の台風による冠水、滞水被害発生による農作物への大きな被害、その後地震によるブラックアウト、全国的な異常気象や自然災害が毎年のように発生をしている状況の中、常に緊張感を持って危機管理に当たり、不測の事態や予期せぬ自然災害の発生に準備を怠ることなく、しっかり対応できるよう体制の強化を進めているところであります。特にコロナ禍における災害の発生に備え、避難所運営マニュアルの見直しと策定を行い、訓練等に努めてきたところであります。今後とも国の新型コロナウイルス感染症臨時交付金の有効活用を図りながら、災害備品等の整備、拡充、公共施設等の感染防止に関わる環境整備、商工業者や農業者への支援施策の計画、実行に努めてまいり所存であります。

また、昨年から取り組んでおりました農村地区の光回線の整備事業につきましても、総務省から回線整備に関わる新しい交付金の手当てがあり、当初の公約でありました2023年供用開始が1年繰り上がって実施できることになり、先月20日、事業者であるNTT東日本と協定を結び、着手したところであります。住民の皆様の積年の願いでありました農村地区における高速通信網の整備が実現の運びとなり、喜びに堪えません。また、村が抱える様々な分野での課題を国や企業、研究機関と連携してICTやAI等の最先端技術を活用して解決し、豊かで持続可能な村づくりを進める国家戦略特区、スーパーシティのエリア認定に向

けて村の課題を一緒に担ってくれる企業との協議も活発に行っており、先行して東京から I T 関連企業等の誘致や進出が相次いでおります。コロナ禍という厳しい状況下にあります。遠隔医療、介護、福祉、遠隔教育、I C T を活用した移動手段の確保、生体センサー装着による高齢者の見守り、スマート農業やキャッシュレスに代表されるあらゆる分野での技術革新が猛スピードで押し寄せてきていることに鑑み、大変革を迎えている今、本当に 2 年、3 年先だと言われた近未来社会への到達が今私たちが手が届く目の前までやってきております。先行き不透明で未来が読み取れない非常に厳しい状況にありますけれども、未来を予測する最善の方法は自らの手で未来をつくり、創造して切り開いていくことにあると考えております。そういった意味で、この機を逃さず、豊かで持続可能な更別村の実現のためにも第 6 期総合計画で目標に掲げた各行政施策の着実な実施に向け、危機感とスピード感を持ち、職員一丸となって邁進する決意であります。改めて議員各位の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

現在本村では収穫作業が本格的な最盛期を迎えております。春先からの生産者の皆様のご努力とご苦勞が報われますよう、本年も平年以上の豊かな実りとともに豊穡の秋となることを強く念願するものであります。今後農作業事故等に気をつけられ、収穫作業が順調に終えられますことを心より願っております。

また、軽自動車税の納入が 8 月 19 日をもって 100% 納入となりました。これは、6 年連続、そして歴代最速であります。村民の皆様の高い納税意識に心より感謝を申し上げます次第であります。

本定例会におきましては、報告案件 1 件、令和元年度各会計決算認定の件、人事案件 1 件、条例制定の件 2 件、規約変更の件 3 件、事務委託の件、村道路線廃止、認定の件、令和 2 年度一般会計ほか各会計補正予算など合わせて 21 件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 6 番、安村さん、7 番、織田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第3回議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ9月2日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議をいたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から9月17日までの9日間と認められました。

以上、委員会での結果報告を申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 委員長報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より17日までの9日間といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は9日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

太田産業文教常任委員長。

○太田産業文教常任委員長 産業文教常任委員会所管事務調査を報告いたします。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

- 1、調査日時、令和2年8月27日木曜日午前9時。
- 2、調査場所、更別村一円。
- 3、調査事項、農作物の作況について。
- 4、経過、委員5名の出席により、調査事項について所管課長の出席を求め、農業改良普

及センターの協力を得て調査を行った。

5、調査の結果、春の播種作業は概ね順調に進んだが、ゴールデンウィークから6月中旬までの少雨の影響により豆類の発芽に遅れが出た。秋まき小麦は、6月中旬から約半月、日照不足が続いたが、その後収穫期まで天候に恵まれ、無事収穫を終えて乾燥調製中である。馬鈴薯は、収穫中だが、ゴールデンウィークから6月中旬までの少雨、5月下旬から6月中旬までの極端な高温の影響により茎が徒長し、芋の数は極端に少なく、一個重は重い、二次生長が見られる。金時、大手亡、小豆、大豆、甜菜の五作物については、現地調査で確認した。

(1)、金時、生育、着莢数ともに平年並み。収穫が始まっている。

(2)、大手亡、生育、着莢数ともに平年並み。

(3)、小豆、生育は平年並み。着莢数はやや多い。

(4)、大豆、生育は平年並み。着莢数はやや多い。

(5)、甜菜、移植、直播ともに少雨、日照不足により根部肥大が遅れている。

調査の結果、豆類は発芽に遅れが出ていたが、その後の天候で生育は平年並みに追いついている。これから登熟期を迎えるが、近年極端な天候が続く、安心出来ない日が続くが、更別村の基幹産業として長年努力を重ね、取り組んできた基盤整備や土づくり、そして農業者の弛まぬ努力が功を奏し、豊穰の秋を迎える事を期待する。

以上、報告といたします。

○議 長 これにて常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、口頭にて補足説明をさせていただきます。

1の更別村強靱化計画の策定についてであります。平成23年に発生しました東日本大震災では、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。こうした中、平成25年、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、平成26年には基本法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定をされました。北海道におきましても、高い確率で発生が想定されております日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨、豪雪など自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、平成27年に「北海道強靱化計画」が策定されております。基本法第13条では、市町村においても国土強靱化地域計画を定めることができるとされており、自然災害に対す

る脆弱さを見詰め直し、強靱化を図ることは今後想定される大規模自然災害から村民の生命、財産を守り、本村の持続的な成長を実現するため必要であるとともに、国、北海道全体の強靱化を進める上からも不可欠な課題であることから、本村における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定することとしたものであります。なお、計画の概要につきましては、後ほど末田総務課長に補足説明をいたさせます。

2の令和2年度建設工事の進捗状況（100万円以上）についてでありますけれども、別紙2のとおりまとめております。工事等順調に行われているところであります。内容につきましてはお目直しをお願いするものであります。

3の農作物の生育状況ですが、先ほども報告もありましたが、8月以降も高温傾向が続いているところですが、各作物ともおおむね順調に推移しているとお聞きしております。パレイショは収穫時期を迎え、本年は上芋数、収量ともに少なく、二次生長が見られるということであります。茎葉処理が早まったため、収穫作業が早まったところあります。豆類は、大豆の生育は平年並み、順調であります。ほかは高温傾向により着莢数が多く、全体的に生育は進んでいると聞いております。てん菜は、生育が若干遅れぎみですが、適度の降雨で回復しつつあります。飼料作物は、牧草は2番草の収穫作業が順調で、進捗率は45%程度であります。また、デントコーンも生育は順調であります。8月下旬から9月にかけて雨天等が続いて心配されているところでありますけれども、この後も天候に恵まれて収穫作業が順調に進み、豊穰の出来秋を迎えられることを切に願っているところであります。

以上、私からの口頭報告とさせていただきます。

○議長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、更別村強靱化計画につきまして補足説明をさせていただきます。

強靱化計画の3ページをお開きください。ここでは本計画と更別村総合計画、更別村における特定分野別の計画、国、道の強靱化計画との関係性を示しております。更別村強靱化計画につきましては、更別村総合計画と整合を図りながら策定するものとしております。

4ページでは、地域防災計画と強靱化計画との関係性について説明した図となっておりますが、国土強靱化計画につきましては主に発災前の取組であり、地域防災計画については発災後も含んだ計画となっております。

5ページ以降の第2章では、更別村強靱化の基本的考え方を記載しております。国土強靱化の中で更別村が担うべき役割や更別村強靱化の必要性、目標などについて記載しております。

10ページの第3章、脆弱性評価では、本計画に掲げる更別村強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や強靱化計画策定ガイドラインなどを参考に脆弱性評価を実施しております。11ページですが、脆弱性評価の方法として、脆弱性評価の前提となる7つのカテゴリーと18の起きてはならない最悪の事態を設定し、脆弱性評価を行っております。この設定した7つのカテゴリーの評価結果につきましては、12ページから13ページにかけて4、評価結果に記載をしております。

14ページでございますが、第4章、更別村強靱化のための施策プログラムでは、第3章における脆弱性評価の結果を踏まえて「更別村強靱化のための施策プログラム」を策定いたしました。施策プログラムは、脆弱性評価において設定した起きてはならない最悪の事態を回避するため、本村のみならず、国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携の下で行うものとし、取り組むべきリスクの回避のために施設の整備、耐震化、代替施設の確保などの「ハード対策」と情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、18の「起きてはならない最悪の事態」に対応するべく、15ページ目以降の施策プログラム一覧に取りまとめ、重点化すべき施策項目の設定を行っております。18の「起きてはならない最悪の事態」に対応する施策プログラム一覧につきましては、15ページから28ページまでに記載をしております。施策項目を推進するための事業といたしましては、更別村総合計画と整合性を図り、項目ごとに推進事業として記載をしております。

なお、地域強靱化計画を策定した場合は、国において関連する補助金等の優先採択や計画の策定自体が補助金等の採択要件となってきております。更別村強靱化計画を推進するには財源の確保も必要となりますので、今後優位性のある補助金等の活用により新たな取組を行う場合は、更別村総合計画の見直しと併せ、更別村強靱化計画においても整合性を図り、計画の見直しを随時行っていくものでございます。

30ページ以降につきましては、10ページの第3章、脆弱性評価において設定した18のリスクシナリオ別に対する脆弱性評価を別表として添付しております。

以上でございます。

○議 長 これでは一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 1点だけちょっと確認させてください。

総合計画と、それからうちは過疎地域ですから、そういったものの計画とリンクしてやってきていると思うのですけれども、これをつくるに当たって、要するに例えば夢大地推進委員会だとか、それから住民の意見を聞いたとか、そういったような何か、これをつくるに当たっての作業手順というのかな、そういったものがもし、こんなことしてこういうことを住民に知らしめながらつくってきたのだよという部分があれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 計画策定に当たっての協議については特に行ってはおりませんが、国から示されたガイドラインに基づいて、他町村の計画の内容等も確認しながら計画の策定を進めてまいったところでございます。

以上でございます。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員　そういうことで、要するに国、道、市町村とあるわけなのだけれども、いかに住民に認知されて、こういったことをしなければならぬ、それから当然事前にこんなことを住民自らもやっていかなければならぬ、そういったPRというか、教育というか、そういったことをやっていただきたいから、計画策定したからこうですということもありますけれども、そうではなくて住民に対してどういふようなことで進めていくのかということをやっぴり考えていただきたいなということで今質問しているわけなのですが、その点どういふふうにお考えですか。

○議　長　末田総務課長。

○総務課長　強靱化の計画の取組については、村だけではなくて国や道との連携もありますし、当然民間企業ですとか住民の皆様にもお願いする点がございますので、計画の内容については住民の皆さんに十分周知していくように努めたいと考えております。

以上でございます。

○議　長　5番、太田さん。

○5番太田議員　防災マップ等についてもここに記載されていたのですけれども、防災マップといえは防災訓練等の実施などあると思うのですけれども、それに関連してハザードマップなど、浸水状況を把握するとか、そういったことの必要性は今どのように考えているのでしょうか。

○議　長　末田総務課長。

○総務課長　ハザードマップの作成につきましては、以前からもお話がありましたけれども、ハザードマップ作成に当たる様々な災害のデータを作成するに当たってはかなりの金額がかかるということが想定されておまして、本村では例えば大雨のときに浸水地域がある程度特定できるようなところを示した防災マップを作成することで住民の皆さんに注意喚起をすることで、防災マップを作成して住民の皆さんにお配りしているところでございます。ただ、その後からも様々な災害に対するデータも少しずつ集まってきておりますので、ハザードマップという形になるかどうかは分かりませんが、それは作成を今後も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議　長　西山村長。

○村　長　今末田課長のほうからお話しさせていただきました。何回かハザードマップの作成の必要性、それとか防災体制の強化ということで度々議員の皆さんから質問を受けております。今回特に、台風の時にもそうだったので、今年は春先に融雪で橋に欄干に引っかかって、雪が流れを止めて、これが市街地にあふれてきたということで、早めに通報いただいたので、事なきをというのですか、早めに対応できたのですけれども、今後その辺も含めて今部局とちょっと話し合っているのは、ハザードマップ、今課長が言いましたけれども、そこまでのものも視野に入れながら、やっぴりしっかりと防災マップはいわゆるハザードマップに準ずるものをしっかりと作っていかないと、これはこれからどんな

災害が起きるか分からないということで、水害、災害、自然災害含めてその点について今回答がありましたように検討を前向きにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議 長 日程第6、報告第3号 令和元年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第3号 令和元年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件であります。

令和元年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を地方公共団体の財政健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見をつけて別紙のとおり報告するものであります。

なお、末田総務課長より補足説明をいただきます。

以上、ご報告申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、令和元年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率報告書でございます。1、健全化判断比率でございます。備考に記載してありまして、各比率とも負数で算出された場合は棒線で記載をしております。また、括弧内の数値は総務省が定める早期健全化基準で、各比率が基準以上である場合は財政健全化計画を策定しなければなりません。実質赤字比率は、本村の最も主要な会計である一般会計に生じている赤字を財政規模に対する割合で表したものでございます。一般会計の実質収支額が赤字になると比率は正数として算出されます。本村の実質収支額は4,146万694円で黒字であることから、実質赤字比率はマイナス1.46%となり、棒線で表示をしております。連結実質赤字比率は、一般会計に特別会計に生じている赤字を加え、財政規模に対する割合で表したものでございます。一般会計同様、本村の特別会計の実質収支額、資金不足、剰余額はいずれも黒字であることから、連結実質赤字比率はマイナス3.96%となり、棒線で表示をしております。実質公債費比率は、本村の借入金である村債の返済額、公債費の大きさを財政規模に対する割合で表したものでございます。本村の実質公債費比率は、9.9%となっております。将来負担比率は、村債の返済額など村が現在抱えている負債の大きさを表す将来負担

額から基金や交付税の算入見込みなどの充当可能財源額を減じた額を財政規模に対する割合で表したものでございます。本村の将来負担比率は、充当可能財源額が将来負担額を上回ることから、マイナス180.9%となり、棒線を表示しております。

2、資金不足比率でございます。資金不足比率は、公営企業会計の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足が生じておりませんので、資金不足比率は算出されておられません。

1枚めくっていただきまして、8月31日付で監査委員から提出されました令和元年度更別村財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見書の写し、それから7月8日付で監査委員から提出されました令和元年度更別村公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見書の写しを添付しておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第7 議案第56号

○議 長 日程第7、議案第56号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第56号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件であります。

更別村教育委員会教育委員に次の方を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、北海道河西郡更別村字更別南3線95番地36にお住まいの草深恵美様です。昭和42年12月18日生まれ、52歳であります。

草深様におかれましては、平成24年10月1日より2期8年にわたり教育委員を務めていただいております。今年9月30日をもって任期満了となることから、引き続き教育委員として任命いたしたく、ご提案申し上げるものであります。草深様は、高校に通われているお子さんをお持ちです。自らも子育てをされながら、これまで教育委員として積極的な活動をされておられます。教育振興に関わる積極的な提案や女性教育委員として近隣の町村の女性教育委員さんにも呼びかけを行い様々な意見交換の場を設けるなど、常に中心的な役割を果たしてこられました。また、本村の教育行政推進にご尽力いただいている実績には大変す

ばらしいものがあります。小学生の布マスク製作への指導や高齢者へのきめ細かな支援、あるいはボランティア活動等に意欲的に取り組んでおられます。人望も厚く、これまでの豊かな見識と経験を基に引き続き本村の教育、文化の振興にご尽力いただきたいと考えております。なお、任期は令和2年10月1日から令和6年9月30日の4年間です。

以上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件はこれに同意することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第57号

○議 長 日程第8、議案第57号 更別村まち・ひと・しごと創生基金条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第57号 更別村まち・ひと・しごと創生基金条例制定の件であります。

更別村まち・ひと・しごと創生基金の設置及び管理運用に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)による企業からの寄付金を適正に管理運営することを目的として、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、地方自治法第241条の定めるところにより、目的、積立額の範囲、管理等について定めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは条例本文であります。

第1条につきましては、設置規定でありまして、更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標達成に向けた地方創生関係施策を円滑に推進するため、更別村まち・ひと・しごと創生基金を設置するものであります。

第2条は、積立について規定をしております。基金は、予算で定めるところにより積み立

てるものとしております。

第3条は、管理について規定をしており、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととしております。

第4条は、運用益金の処理について規定をしておりまして、第1項では、基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることとてしております。

第2項では、前項の規定により必要な財源に充ててなお余剰金があるときは、基金に積み立てるものとしております。

第5条は、繰替運用等について規定をしており、村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は各会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができることとしております。

第6条につきましては、処分について規定をしており、第1項では、基金は、設置の目的に従い使用する場合に限り、その全部又は一部を処分することができることとしております。

第2項につきましては、前項の規定により処分する場合は、その金額を一般会計に繰り出し、その歳出として支出するものと規定をしております。

第7条は、委任について規定しております。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 ちょっと確認させてください。

まず、基本的な考え方の中で、更別村まち・ひと・しごと総合戦略に基づいているというようなことになると、これは要するにこの総合戦略がなくなった場合はこの条例そのものが当然廃止していかなければならないのだろうというふうに考えるのですけれども、そのような考え方でよろしいのでしょうか。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ご質問の件ですけれども、総合戦略ということで、平成2年度から第2期の総合戦略ということでございます。令和6年度までの5年間の期間ということでございます。廃止については、国の総合戦略の考え方、地方創生に資するための総合戦略というようにできておりますので、その状況によりまして対応してまいりたいというふうを考えております。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 もう一度確認というよりも、条例整備の必要性も含めてちょっとご質問させていただきたいと思います。

せんだって、ふるさと納税と申しますか、その基金条例の関係で、かなりボリュームのある条項をある程度6本に集約するという形の条例と基金管理の関係の提案がございまして、審議させていただきました。これはこれなりの今回の基金条例でございまして、新たな条例ということでございますけれども、私はある意味ではそちらも含めた中できちっと整理をさせていかないと、せっかく前回基金の運用も含めて、管理も含めて整理したのに、また1本新たな条例が出るということ自体が、まち・ひと・しごと創生戦略の中の一環として全体的な枠で個人枠、企業枠がもしそういう部分が必要となるのであれば、もう少し恒久的な部分での押さえ方をしっかりしていかないと、今上田議員も質問したように、時限立法的な部分の条例というものであればこれからの基金の積み上げも含めて、運用も含めて不確定要因が多くなるという形の判断にならざるを得ないので、その点のもう一工夫というか、整理をした中で、使い勝手がよくて村の活性化に資するような条例であってほしいなというふうに願っているのですけれども、その点の押さえ方についての考え方をちょっと示していただければありがたいと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 今回の基金条例につきましては、地方創生応援税制ということで、企業版ふるさと納税の制度が改正されまして、企業にとって非常に寄附のしやすい環境になったというようなところで、活用を広げていきたいというようなところで村としても環境整備ということで条例を制定するものでございます。国においては、この部分、地方創生ということをより強く進めるためにというふうなところで活用を広げたいということで、村としても総合戦略に掲げている事業、各種の事業にこれまでは特定の事業に対してその寄附金を充当するというような制度設計でありましたけれども、今回の改定によりまして総合戦略全般に係る事業について寄附を活用できるというようなことになってございます。そういった中で環境整備ということで、目的を持って基金積立てできるようにということで整備したものでございます。そのようなことでご理解いただければと思います。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今の説明の中で理解できる部分はあるのですが、ただ心配しているのは、更別村も基金条例、ふるさと納税も含めて今までの経過を見ますと、戦略的にふるさと納税を誘導するという力ははっきり申し上げまして弱過ぎる。弱過ぎる中で、戦略、ただ企業版のふるさと納税を条例を設置したからといって利活用拡大という部分の短絡的な解釈には僕はならないというふうに思っているのです。企業版も含めて、一般のふるさと納税者も含めていかに拡大するかという、その趣旨、その思いが強くなければ、ただ条例をつくりました。では、やりましょうというだけでは、やっぱりこれは利活用という部分の中に結びついてこないと思うのです。その点の捉え方をしっかり押さえた中で提案していただきたいし、その利活用という部分も含めた中で、今までの個人のやつはそれぞれの部分が決まっています、はっきり言って使い勝手いいと僕は思っておりません、正直言います。

村がふるさと納税をより一層村の活性化のために利用するという大枠を示した中で運用するのが、これが利活用の最大目的であって、それらが正直言ってまだ達成できていない。目標に向かって進んでいない中で企業版という部分出しても、条例制定しても本当に生きた条例には僕はならないというふうに感じている部分もあるのですけれども、その点について思いも含めて説明いただければというふうに思っています。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さん今お話ありましたけれども、私は本当にごもつともだと思えますし、本当にそのとおりだと思っています。それは、まずふるさと納税に関わって個人の部分ですよね、これはいろんな目的とか等々あって、その部分で積み立てていきますけれども、大変使いづらい部分もあったり、いろいろあります。ただ、それはいろいろと運用の仕方については鋭意努力をしているところでもあります。

ただ、ご指摘の点で私は自分としてはすごく反省をしているのは、大変申し訳ないと思っているのは、ふるさと納税の個人の部分の伸びがほかの町村と比べて全然伸びていないということです。これは、率直に村民の皆様にも深くおわびをしたいというふうに考えています。毎年毎年発表されていきますけれども、特に今年はコロナ禍で通信販売業者とか、そういうものが在宅にいるということで大変伸びました。うちのふるさと納税も多分かなり伸びていると思うのですけれども、ただ本当にその部分で、これはいろんな議員の方からも何回もご質問、上田議員さんからも、たくさんほかの議員の皆さんからも質問されていますけれども、しっかりここはどの部署でどういうふうに描いて、やっぱり自主財源になるわけですから、財源措置として本当に有効な手段でありますから、ここを本気になって、機構のどういう部分でどこが担うのかということも含めて、だと係の担当は四苦八苦をして、いろんな作業等も大変なのです。そういうものもありますけれども、そこを根本的に見直して、ふるさと納税で基本は村の自主財源、あるいはそういうものを保障して豊かにして、いろんな形でいろんな施策の本当に大きな一助にするということで、その視点をしっかり持ちながらやっていかないと駄目だと思うのです。

私はやります、やりますと何回も言っていたのですけれども、なかなかうまくいっていないのが現状です。だから、本当にこれはおわびもしなければいけませんし、そこは今考えて部局ともやっておりますけれども、どこの部局でそれを持ち、どれだけの人員が要るのか、どういうものを、例えば今ふるさと納税でいろんな品物とか商品を用意してありますけれども、その工夫ももうちょっと考えていかないといけないと思えますし、そこは抜本的に解決をしていって、本当に取り組んでいる、真剣に取り組んでいるというふうな変革をしていきたいというふうに思っています。

もう一方では、今回企業版ふるさと納税です。これにつきましては、今スーパーシティの関係とか、いろんな企業さんが村に進出してくるということの中で、いろんなお話も協議の中で出ております。企業さんから、村のそういう施策に対して地方創生に関わってそういうものをしたいというふうなお話も具体的にありますし、ただいかにせんその条例が村に整

備をされていないものですから、これをしっかりとふるさと企業版として受けることができない。これは、やはり私は欠陥だと思うのです。その辺は今回、時限立法みたいにはなっておりますけれども、ここは今後その辺の整合性含めてきちんと検討していかなければいけませんけれども、まず企業版ふるさと納税の条例を制定させていただいて、そしてさきに安村議員さんからお話がありました今までのふるさと納税の部分も含めて、その部分をいかに上げて、そして自主財源なり財源に活用していくか、地方創生、あるいはいろんな部分の活用にしていくかというところをきちんと検討しつつ、両輪でしっかりやっていきたいというふうに考えておりますということであります。

以上です。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今村長からふるさと納税について力強いというか、そういうような答えがありました。私は、追い打ちかけて申し訳ないのですけれども、理事者というか、執行者の人はやれやれと言うのではなく、それももちろん大事なのですけれども、体制も整備すると今言いましたけれども、この問題は四、五年ぐらい前から同じこと繰り返しているのです。ですから、執行者の人は、こういうふうにやりなさい、体制はこういうふうにします。何々しますというような感じで、そういうふうにしていかなかったらやっぱり職員も動きは取れないのですよ。現状の仕事で目いっぱいだという部分があるものですから、その辺は、今村長答弁しましたけれども、なおさらその辺をもう一回私のほうから言わせていただいて、その辺さらなる努力をしていただきたいということで、質問になったのか意見になったのか、ちょっと分かりませんが、申させていただきました。

○議 長 西山村長。

○村 長 今の上田議員のお話ですけれども、本当に重く受け止めさせていただいて、きちんとその部分について速やかに善処し、そして理事者として、執行者として、またリーダーとしてしっかりその部分について取り組んでいくことをお約束をしたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号 更別村まち・ひと・しごと創生基金条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 更別村まち・ひと・しごと創生基金条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

この際、午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第58号

○議 長 日程第9、議案第58号 更別村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第58号 更別村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村学校給食センター設置条例（昭和40年更別村条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、学校給食法（昭和29年法律第160号）の一部を改正する法律により関係条文について整備するとともに、監査役員を配置するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）として、引用する法律の条の繰下げが行われたことにより、関係する条文の改正を行うものであります。

（2）といたしまして、学校給食費に係る会計を適切に運営するため、更別村学校給食センター運営委員会に監事2名を置くこととし、その役割について定めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、改正本文であります。新旧対照表で示させていただきます。

給食代金について規定する旧の第4条第2項中、下線部「第6条」を新しく改正後は「第11条」に改めるものであります。

また、旧第7条の見出し、「委員長及び副委員長」の部分を「役員」に、本文中の「及び」を「、」に改め、各1名の次に「及び監事2名」を加えるものであります。

さらに、第3項の次に第4項を加え、「監事は、学校給食法第11条第2項で定める学校給食費に係る会計について監査を行う。」、下線部であります。いうことと規定するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 給食センターの設置条例の一部改正というご提案でございますけれども、基本的に新たに加わるものが監査委員2名を置くというご提案でございます。更別村学校給食センターの設置条例の条項をひもといってみますと、基本的には第4条で、給食センターが供給する給食の代金は更別村教育委員会が定めた額とするということで決められてございます。納入についても、それぞれの規定の中で明記されている部分がございます。あえてその中の、どちらかといふところの委員会については教育委員会の附属機関としてこの委員会が設置されているという内容にもなっている中で、当然この設置条例の中で詳細について決められている。まして、学校給食法第11条第2項で定められている保護者負担の部分の明記も含めて規定がされているという中で、理解というよりも、その中においてなおかつ監査がなぜ必要なのかなという単純な疑問が生じます。それぞれの独立会計でやっているという部分であれば監査を必要とするという部分ありますけれども、もう既に給食費が決められて、納入期も決められている。保護者負担、更別村の場合は独自に助成している部分も現実的にございますけれども、それら3要素といいますか、基本3要素がもう決まっている中で、あえてこの部分の条項改正をしなければならないという部分が、理解といいますか、説明いただかないとちょっと理解できない部分があるかなというふうに思っていますので、その点のご説明をお願いしたいと思います。

○議長 萩原教育長。

○教育長 7月から学校給食センターの所長は教育長が兼務するというので進めておりますので、私から答弁をさせていただきたいというふうに思います。

ただいまのなぜ改めて今回監査を置くというような条文改正が必要なのかということでございます。この運営委員会につきましては、確かに設置条例の中で設置をなささいということであつたわけしております。具体的な役割についてはこの中では示されていないのですけれども、その中で今回その役割をきちんと明らかにして会計を監査する必要がある。これまでも運営委員会の中では監査を置いて監査業務はしてきたのですけれども、今現在今までになかった例えばふるさと教育事業ですとか、あるいは学校給食費の負担軽減事業、これもこの委員会が交付対象者として担ってやっているところでございます。以前にも増してこの委員会に求められる任務ですとか責任がかなり重くなってきておりますので、改めてこれまで設置されておらなかった監査役員を置いて会計のほうの監査をしていきたいということで、このたび提案させていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ご説明いただきまして、内容等についてはある程度理解はできました。ただ、基本的には給食センターの設置条例の部分でございますので、今教育長から説明いただきました組織体の中に運営委員会という部分が位置づけられているのは分かるのですけれども、その部分の職務権限も含めてという部分は我々なかなか知る機会がないという、議員がそれぞれ勉強なささいと、さらなる勉強なささいと言われればそれまでなのでしょうけ

れども、委員会の運営について内容的に精査するという部分はなかなかないという部分がありまして、今改めて教育長が内容等を説明いただいて、ようやく理解できた部分はあるのですけれども、いずれにしても運営の部分の委員会の部分があるのであれば、やっぱりその点の位置づけもしっかり踏まえた中の運営規則なりなんなりをきちっと明記した中でいかないと、単純にこの条例の一部改正だよといっても、なかなかこの条文から読み取る、監査がなぜ必要なのだという部分の読み取りが極めて厳しいという部分がありますので、その点は十分留意しながら進めていただきたいというふうに思っていますけれども。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 ただいまご指摘がありましたとおり、この運営委員会の役割については明記されておりませんでした。その関係で、この運営委員会が何をやるべき委員会なのかということで、今年4月1日施行をもってこの運営委員会の運営規則を定めさせていただいたところでございます。この運営委員会の新しく定めさせていただきました規則に基づいて、ただいまご指摘ありましたとおり、きちんと業務のほうを進めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 教育長、ありがとうございました。

ちょっと議題変わるのですけれども、もう一点、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。今般の給食代金の現行と改正後の条文が提示されてございますけれども、一応私の認識不足もあるかもしれませんけれども、確認だけさせていただきます。現行の第4条第2項に、給食代金は、学校給食法第6条第2項の規定によりという文面になってございます。改正後が第4条の2項として、前項の給食代金は、学校給食法第11条第2項の規定によりということで、保護者負担をするよという部分の引用で改正するという形でございますけれども、そもそも論でちょっと確認なのですけれども、現行の給食法第6条第2項という部分が私大分調べさせていただいたのですけれども、この条項に当てはまるという部分が、代金の学校給食費だとか、そういう部分についての明記がないのです。だから、第11条第2項という部分の保護者負担という部分が学校給食法の第11条2項に載っているという形でございますけれども、その部分の保護者負担という部分がこの条項には載っていないはずなのですけれども、ちょっと確認だけさせていただきます。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 今回のこの条文の繰下げは、これは本当におわび申し上げなければいけないのですが、平成20年6月18日の法律第73号、そして施行日につきましては平成21年4月1日ということで、もう10年以上前に改正されたものがこのたび確認されたということでございます。ですので、現行の法律を確認しても6条の部分についてはこの条文については記載されていないということになるのかなというふうに思っております。非常に遅れた形で今回このような形で提案させていただきました。今後このようなことがないように十分注意をして条例改正については事務、業務に当たってまいりたいというふうに思いますので、よ

ろしくお願いいたします。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第58号 更別村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第59号

○議 長 日程第10、議案第59号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第59号 北海道市町村職員退職手当組合理約変更の件であります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、加入団体の脱退に伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表（2）一部事務組合及び広域連合の表の変更につきまして協議の申出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

第2の要旨といたしまして、組合理約別表（2）一部事務組合及び広域連合の表渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削り、同表空知管内の項中「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削るものであります。

次のページをお開きください。次のページは、変更する規約であります。北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更するものであります。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削り、同表空知管内の項中「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削るものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第59号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第60号

○議 長 日程第11、議案第60号 北海道市町村総合事務組合理約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第60号 北海道市町村総合事務組合理約の変更の件であります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、加入団体の脱退に伴い、北海道市町村総合事務組合理約別表第1及び別表第2の変更について協議の申出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、組合理約別表第1から「、札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削るものであります。

(2)といたしまして、組合理約別表第2の9から「、札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削るものであります。

次のページをお開きください。変更する規約であります。北海道市町村総合事務組合理約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更するものであります。

別表第1石狩振興局(12)の項中「(12)」を「(11)」に改め、「、札幌広域圏組合」を削り、同表渡島総合振興局(16)の項中「(16)」を「(15)」に改め、「、山越郡衛生処理組合」を削り、同表空知総合振興局(32)の項中「(32)」を「(31)」に改め、「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削るものであります。

別表第2の9の項中「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削るものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第60号 北海道市町村総合事務組合規約の変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第61号

○議 長 日程第12、議案第61号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第61号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約変更の件であります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、加入団体の脱退に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約別表第1の変更について協議の申出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、組合規約別表第1中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削るものであります。

次のページをお開きください。一部を変更する規約であります。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更するものであります。

別表第1中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削るものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第61号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第62号

○議 長 日程第13、議案第62号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第62号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の件であります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行を更別村が仁木町へ委託することに関し、別紙のとおり規約を定めるための協議をすることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議決を求めるものであります。

1の理由といたしまして、当村が会員となっている北海道自治体情報システム協議会におきまして、戸籍システムの機器更新を含めた事務負担及び費用負担軽減のため、今年度から戸籍システム共同利用（戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託）の第3グループに参加をするため、その代表庁として戸籍サーバーの管理を行っております仁木町へ戸籍事務を委託することに伴い、別紙のとおり規約を定めるため、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお開きください。これは、委託に関する規約であります。

第1条は、委託事務に関する規定でありまして、更別村は、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行を仁木町に委託することを規定するものであります。

第2条は、管理及び執行の方法につきまして規定しており、第1項では、委託事務の管理及び執行につきましては、受託町の条例及び規則その他の規程に定めるところによるものとしております。

第2項では、受託町の長は、受託する事務の管理及び執行について適用される受託町の条例等を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ委託村の長に通知しなければならないものとしています。

第3条は経費の負担等につきまして、第4条は連絡会議につきまして、第5条は補則について規定をしております。

なお、附則といたしまして、この規約は、令和2年10月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 ちょっと確認させてください。

まず、今の説明では更別村が第3グループに入るといっても第3グループがどんなメンバーが入っているのかという説明がなかったものですから、第3グループというのはどんな町村が入っているのかということがまず聞きたいことが1つ。

それから、経費の節減だとか、そういった類いのものは分かるのですが、仁木町へ戸籍事務を委託するということになれば、当然委託料等についても発生してくるのかなのか。そして、どんな戸籍の業務が委託されていくのかなというのが説明されていないものですから、その点についてちょっと説明を願いたいと思います。

○議 長 岡田住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐 まず、1つ目のご質問でございますが、第3グループの町村でございますが、代表庁が仁木町、えりも町、三笠市、上川町、東神楽町、中富良野町、西興部村、標茶町、今年度より新たに更別村と羅臼町が加盟するという予定になってございます。

次のご質問でございますが、受託町村への経費の負担でございますが、こちらは更別村から月2,000円の負担を今後仁木町のほうに支払うというような形になります。

あと、最後の質問ですが、まず共同利用によるメリットにつきましては、毎日及び月末に行っておりましたサーバー機器の点検やバックアップの交換に係る維持管理業務も集約されまして、作業自体の必要が更別村ではなくなるため、業務の負担軽減につながるという内容でございます。また、今まではサーバーが自庁設置型でありましたので、当村だけで管理していた戸籍のデータが今後はデータセンターで一括管理されるため、よほどのことがない限りデータ滅失の可能性はなくなりまして、業務の安定した継続が望まれるという内容

になってございます。

ご質問で何か漏れたところございますでしょうか。

○議長 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今の説明で大体内容は分かりました。委託料が月5,000円だから、6万円ですね、年間かかるということで……

(「2,000円」の声あり)

○2番上田議員 2,000円だったら2万4,000円ですか、かかるということで、それも分かりました。

質問の中で、今ご答弁ありましたけれども、戸籍の滅失というか、要するになくなってしまったときに大変な問題になるということで、東北の震災のときにかなり問題になったということで、その辺も含めた中で仁木町への委託だったのかなということで質問したわけなのですけれども、今の説明では札幌のほうで一括管理しているということで理解しているのですか。そこを再確認させてください。

○議長 長 岡田住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐 共同利用が始まりますと、戸籍データにつきましては札幌にあるデータセンターで一括管理されます。そのデータセンターと仁木町が結ばれて、データの維持管理を仁木町で行うという形になります。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第62号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第63号

○議長 長 日程第14、議案第63号 村道路線の廃止の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第63号 村道路線の廃止の件であります。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、次の村道路線を廃止する

ものであります。

理由といたしましては、宅地造成に伴う道路工事の施行に関し、村道路線の延長に変更が生じたので、当該村道路線を廃止するために議会の議決を求めるものであります。

路線番号は57、路線名はコムニ1条線、起点、終点につきましてはお目通しをお願いするものでありまして、延長は176.84メートル、主たる経過地は更別市街であります。

理由といたしましては、先ほどのとおり、宅地造成に伴う道路工事の施行に関して変更が生じたので、廃止をするための議決を求めるものであります。

なお、議案資料として当該路線を明示した図面をお配りしておりますので、お目通しのほうをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第63号 村道路線の廃止の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第64号

○議 長 日程第15、議案第64号 村道路線の認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第64号 村道路線の認定の件であります。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次の村道路線を認定しようとするものであります。

理由といたしまして、宅地造成に伴う道路工事の施行に関しまして既設村道路線の延長に変更が生じ、また新たに路線が追加されることから、当該村道路線を認定するため、議会の議決を求めるものであります。

路線番号、1つ目は57、路線名はコムニ1条線、起点、終点についてはお目通しをお願いするものであります。延長は395.29メートル、主たる経過地は更別市街であります。

次、2つ目、路線番号60、路線名はコムニ通り、起点、終点についてはお目通しをお願いするものでありまして、延長は49.2メートル、主たる経過地は更別市街であります。

理由といたしましては、先ほど述べさせていただきましたように、宅地造成に伴う道路工事の施行に関して既存村道路線の延長に変更が生じたためです。また、新しく路線を認定していただくために議会の議決を求めるものであります。

なお、当該路線につきましては資料を提出しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第64号 村道路線の認定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前 11時46分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 議案第65号

○議 長 日程第16、議案第65号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第65号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第5号)の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,723万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億978万円とするものであります。

なお、西海副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 西海副村長。

○副 村 長 それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、人件費について各科目において補正がありますので、これについては給与費明細書によりご説明いたします。22ページをお開きください。1、特別職の共済費2万4,000円の増額は、負担率の確定及び制度の改正によるものでございます。

次に、23ページをお開きください。2、一般職、(1)、総括は、職員1名が7月1日付で退職したこと、10月1日付で幼稚園教諭、保育士1名を採用予定であること、その他の異動により、給料で232万3,000円、職員手当等で133万7,000円のそれぞれ減額となります。また、共済費では、負担率の確定等により84万1,000円の減額となります。手当ごとの補正後、補正前、比較の金額は、職員手当等の内訳欄をご参照願います。

続きまして、24ページ、給料及び職員手当の増減額の明細、25ページは給料及び職員手当の状況、26ページから27ページまでは給料及び職員手当等の科目別の内訳ですので、お目通しをお願いいたします。

なお、先ほど新規雇用予定とご説明いたしました幼稚園教諭、保育士については、フルタイム会計年度任用職員として募集してございました2名分について一般職員として1名募集し直すものでございます。

それでは、続きまして歳入歳出の補正予算の事項別明細書によりご説明いたします。

まず、13ページをお開きください。款1議会費、項1議会費、目1議会費は、2,000円減額し、5,031万2,000円とするものでございます。説明欄1、職員等人件費は、共済費2,000円を減額しております。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、71万5,000円を減額し、9億7,158万2,000円とするものでございます。説明欄1、職員等人件費は、16万円を追加しております。児童手当、扶養手当等の増額などによるものでございます。説明欄2、パートタイム会計年度任用職員等管理事務経費は、92万2,000円を減額しております。会計年度任用職員の幼稚園教諭、保育士の社会保険料及び労働保険料を減額するものでございます。14ページをお開きください。説明欄3、フルタイム会計年度任用職員給与等は、共済費を4万7,000円追加しております。標準報酬月額の変更等によるものでございます。

続きまして、目4地方振興費は、6,956万3,000円を追加し、6億929万6,000円とするものでございます。説明欄1、(仮)新コムニ団地宅地整備事業は、団地内道路工事費と宅地造成費及び購入希望者の募集を行うための新聞広告掲載料、チラシ新聞折り込み料を合わせて追加しております。

目8村有林管理費は、財源振替を行っております。村有林整備事業の一部について村有林野基金からの繰入金で行う予定でしたが、森林保険金等を活用することから、振替を行うものでございます。

目10財政調整基金費は、426万9,000円を減額し、2,100万4,000円とするものでございます。説明欄1にございますが、こちらの基金積立金は法律のルール分として前年度繰越金4,146万694円の2分の1の額となるよう、今回426万9,000円を減額するものでございます。

目13開村記念事業推進費は、2万8,000円を追加し、759万1,000円とするものです。こちら資料調査のための旅費を増額しております。

15ページをお開きください。項2徴税费、目1税務総務費は、12万8,000円を減額し、624万5,000円とするものでございます。説明欄1、税務事務経費は、十勝市町村税滞納整理機構負担金の確定により、減額するものでございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、16万1,000円を追加し、1,772万9,000円とするものでございます。説明欄1、戸籍住民基本台帳等事務経費は、購入した窓口レジスターの保守点検委託料を1万6,000円減額するものでございます。説明欄2の戸籍住民基本台帳等整備事業は、レジスター購入の残額9万円を減額するとともに、戸籍システムの法改正に伴うシステム改修費として26万7,000円を追加するものでございます。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、18万円を追加し、1億8,106万9,000円とするものです。説明欄1、障害者総合支援事業において補装具の申請が当初見込みを上回ったことから、追加するものでございます。

16ページをお開きください。目2福祉の里総合センター費は、31万8,000円を追加し、7,016万5,000円とするものでございます。説明欄1、福祉の里総合センター維持管理経費は、施設修繕費の不足が見込まれることから、30万円を追加するものでございます。説明欄2、給食業務経費は、調理補助員の通勤手当として1万8,000円を追加するものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、15万円を減額し、1億9,826万3,000円とするものでございます。説明欄1、出産・入学報償費は、予備費として計上していた15万円を減額するものでございます。

項3老人福祉費、目1老人福祉総務費は、34万1,000円を減額し、372万3,000円とするものでございます。説明欄1、高齢者スポーツ大会経費につきまして、今年度新型コロナウイルス感染防止の観点から開催しないということになりましたので、事業費全体を減額するものでございます。

17ページ御覧ください。目3老人福祉推進費は、22万4,000円を減額し、7,170万8,000円とするものです。説明欄1、介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険事業特別会計で支出しているNPO法人地域共生政策自治体連携機構の会費が減額されたことと、併せて南十勝介護認定審査会の負担金が減額されたことから、26万4,000円減額するものでございます。説明欄2、高齢者在宅福祉サービス事業は、移送サービスの利用者が当初見込みを上回ったことから、4万円を追加するものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費は、寄付金管理基金繰入金の補正に伴い、5万円の財源振替を行うものでございます。

目4診療所費は、22万円を追加し、1億5,301万9,000円とするものです。説明欄1、歯科

診療所維持管理経費は、歯科診療所会議室のストーブ更新のために追加するものでございます。

目5保健推進費は、50万2,000円を追加し、2,479万9,000円とするものでございます。説明欄1、新型コロナウイルス感染症対策事業として、遠隔相談にも対応する電子母子手帳システム等の環境整備に46万2,000円を追加し、またオンライン相談用のタブレット購入費として4万円を追加しております。

18ページをお開きください。項3上下水道費、目1簡易水道費は、33万1,000円を減額し、880万5,000円とするものでございます。説明欄1、簡易水道事業特別会計出資金は、当初予算で計上していた錦町消火栓改修工事の執行残を減額するものでございます。

項4下水道費、目1下水道費は、171万6,000円を追加し、9,913万5,000円とするものです。説明欄1、公共下水道事業特別会計繰出金は、人件費や管理費の増額分を追加しております。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は、2,000円を減額し、2,811万4,000円とするものでございます。説明欄1、職員等人件費、こちらでは共済費2,000円を減額しております。

19ページ御覧ください。目3農地費は、寄付金管理基金繰入金の補正に伴い、6万5,000円の財源振替を行うものでございます。

目4畜産業費は、1万1,000円を追加し、2,547万9,000円とするものです。説明欄1、畜産クラスター事業は、平成28年度国庫補助金を受けてさらべつカーフセンターの整備を団体が行いましたが、今回哺乳舎の哺乳ロボットを追加するために行う床工事が財産処分に該当するというので、その該当部分1万1,000円について補助金返還を行うものでございます。なお、その返還金については、団体からの同額の歳入を予算計上しております。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持改良費は、寄付金管理基金繰入金の補正に伴い、67万円の財源振替を行うものでございます。

項3住宅費、目2民間住宅整備費は、200万円を追加し、2,760万円とするものです。説明欄1、住宅改修支援事業は、申請件数の増により、今回200万円を追加するものでございます。

20ページをお開きください。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費は、504万3,000円を減額し、1億1,314万3,000円とするものでございます。説明欄1、職員等人件費は、職員1名の退職による減額と12月から採用を予定する幼稚園教諭、保育士1名による増加分を合算して計上しております。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費は、676万円を減額し、7,076万4,000円とするものです。説明欄1、フルタイム会計年度任用職員給与等は、当初予定していた幼稚園教諭、保育士の2名分の給料等を減額しているものでございます。

続きまして、項5社会教育費、目1社会教育総務費は、寄付金管理基金繰入金の補正に伴い、35万円の財源振替を行うものでございます。

21ページを御覧ください。項6保健体育費、目2体育施設費も同様に、寄付金管理基金繰

入金の補正に伴い、14万5,000円の財源振替を行うものです。

項7教育諸費、目3財産管理費は、41万8,000円を追加し、216万7,000円とするものです。説明欄1、教員住宅維持管理経費は、小中学校の教員住宅の修繕費を追加するものでございます。

款13諸支出金、項2過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金は、8万5,000円を追加し、196万1,000円とするものでございます。説明欄1、過年度過誤納還付金は、今後の見込みに基づいて8万5,000円を追加するものでございます。また、この中には、令和元年度会計において最終的に適債性がないと判断された起債120万円について繰上げ返済するため、元利分として120万2,000円を計上しているものでございます。

歳出の説明は以上といたします。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページを御覧ください。款1村税、項1村民税、目1個人ですが、1,251万9,000円を追加し、2億7,498万円とするものです。賦課額が確定したために追加するものでございます。

目2の法人ですが、こちらは1,429万9,000円を追加し、4,084万円とするものでございます。申告法人税割額が増加したことから、追加するものでございます。

項2固定資産税、目1固定資産税は、735万8,000円を追加し、3億3,549万8,000円とするものです。こちらも賦課額が確定したため、追加するものでございます。

款8地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金は、63万8,000円を追加し、181万8,000円とするものでございます。こちらは、交付額の決定に伴い、追加するものでございます。

項2減収補填特例交付金、目1自動車税減収補填特例交付金は、206万6,000円を追加し、368万8,000円とするものでございます。こちらも交付額の決定に伴い、追加するものでございます。

目2軽自動車税減収補填特例交付金は、18万6,000円を追加し、23万6,000円とするものでございます。こちらも交付額の決定に伴い、追加するものでございます。

9ページをお開きください。款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、8,970万4,000円を追加し、20億970万4,000円とするものです。こちらも普通交付税の交付額の決定に伴い、追加するものでございます。

款12使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は、15万4,000円を追加し、1,753万8,000円とするものです。昭和区の定住化促進住宅の入居延長申請があったため、追加するものでございます。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、9万円を追加し、8,084万円とするものでございます。歳出でご説明した補装具給付費の追加に係る国庫負担分の追加をするものでございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、664万9,000円を追加し、6億6,958万4,000円とするものでございます。法律の改定に伴う戸籍システムの改修費について国庫補助金が

確定したことから、追加するものです。

目2民生費国庫補助金は、115万5,000円を追加し、8,281万4,000円とするものです。新型コロナウイルス対応の子育て世帯への臨時特別給付金の支給に係る事務費が追加交付されたものです。

10ページを御覧ください。目3衛生費国庫補助金は、18万5,000円を追加し、180万1,000円とするものです。新たに導入する母子手帳システムの導入経費の一部として交付されることから、追加するものです。

款14道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金は、4万5,000円を追加し、4,829万7,000円とするものです。補装具給付費の追加に係る道負担分を追加するものです。

項2道補助金、目5教育費道補助金は、100万円を追加し、200万円とするものです。更別幼稚園、認定こども園上更別幼稚園においてコロナ対策等感染症対策の徹底のために増加した人件費等のために交付されることから、追加するものでございます。

款15財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金は、39万円を追加し、104万3,000円とするものです。更別森林組合の出資に対しての配当金が確定したことから、追加するものです。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入は、385万5,000円を追加し、1,777万3,000円とするものです。6月議会で承認いただきました賃貸住宅建設補助に係り、事業者の要望に基づき建設用地を売却したことから、追加するものでございます。

11ページをお開きください。款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、1億4,783万6,000円を減額し、1億2,430万2,000円とするものです。財源不足を補うために繰入れしたものを減額するものです。

目4村有林野基金繰入金は、54万8,000円を減額し、239万2,000円とするものです。諸収入で追加する森林保険金と森林保険金払戻し料を村有林整備事業の財源に充当することから、財源補正のためにその同額を減額するものでございます。

目9寄付金管理基金繰入金は、110万5,000円を追加し、1,435万5,000円とするものです。令和元年度に採納された寄附金額を積み立てている基金からその全額を繰り入れるため、当初予算との差額を追加しております。

款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、854万円を減額し、4,146万円とするものです。決算に伴い前年度繰越金の額が確定したことにより、計上しております。

款19諸収入、項5雑入、目4納付金は、1万7,000円を減額し、41万8,000円とするものです。会計年度任用職員に係る雇用保険料納付金を減額するものでございます。

目5雑入は、172万2,000円を追加し、1,004万8,000円とするものです。説明欄の森林保険金は、凍害による保険適用による支払いを受けるもので、53万1,000円を追加しております。事業分量配当金は、更別森林組合が実施した森林整備事業と原木、立木取扱い高に対する配当金が確定したことから、116万3,000円を追加しております。森林保険料払戻金として1万7,000円を追加しております。12ページを御覧ください。補助金返還金は、先ほど歳出でも

ご説明したさらべつカーフセンターの補助金返還分を団体から受け入れたもので、1万1,000円を追加しております。

目6過年度収入は、109万円を追加し、109万1,000円とするものです。国補助金等の未収分として追加しております。

款20村債、項1村債、目3過疎対策事業債は、6,540万円を追加し、4億9,140万円とするものです。コムニ1条線ほか改良舗装工事に充当するものでございます。

目4臨時財政対策債は、456万8,000円を追加し、8,543万6,000円とするものです。こちらは、額が確定したことから、追加するものでございます。

次に、地方債の補正についてご説明いたします。5ページを御覧ください。過疎対策事業債は、補正前の限度額4億2,600万円を補正後4億9,140万円とするものです。臨時財政対策債は、補正前の限度額8,086万8,000円を補正後8,543万6,000円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

議案第65号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第5号)の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第5号)の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 20ページ、款10教育費、20ページの一番上の上段の説明欄(1)、職員人件費についてなのですが、退職して、幼稚園の新しくということでは計上されているのですが、ここで幼稚園の職員のことについてお聞きしたいと思うのですが、なぜパートタイム会計年度任用職員ではなく正職員を募集することになったのか。10月1日から12月1日、ちょっと僕聞き取れなかったのですが、どっちから採用されるということで、現在正職員の応募はあるのか、その辺も補足説明いただければと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 採用の予定の職員を変更したということで、今年度これまでフルタイム会計年度任用職員2名を募集してまいりましたが、一人の応募もなかったという状況が続きました。幼稚園教諭、保育士の採用に当たっては、十勝町村会でも統一の試験で募集をしているところなのですが、採用予定の人数に対しまして応募の人数が極端に少ない。要するに採用するには非常に厳しい状況がありまして、フルタイム会計年度任用職員で募集し

でも採用はもうこれは困難であろうという判断をいたしました。フルタイム会計年度任用職員ではなく正職員の採用ということで、採用を予定する職員を変更して今募集をしているところです。この後採用試験、12月1日の採用に向けて採用試験を実施しますが、既に応募があるところがございます。

以上でございます。

○議長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ありがとうございます。現在応募があるということで説明受けたのですが、私少し懸念しているところが、今現在でも会計年度任用職員で働いている方もいらっしゃると思うのですが、そういう方と新しく応募された方比較したときに、更別で一生懸命やっていたとか、そういうところも評価されて正職員になったりとかしていくのかなど。だから、言い方をちょっと変えると、今まで勤めていた人がそのまま正職員になってしまうのではないかなという懸念もあるのですが、その辺の考え方をちょっとお聞かせいただきたいのがまず1つと、去年かおとしにも正職員募集していたと思うのですが、その応募の内容見ても、やはりもともと勤めていた人が正職員になった。これは結果論でしかないのですが、そういったところで給与や待遇というだけの問題が先生の応募少ない状況につながっているのではないのではないかという観点も少し持ちながら進めていかなければならないのかなという私個人的な思いもありますし、今まで見ても職員がなかなか長続きしない環境というものは年々見ていてやはり目に余るものもあつたし、なかなかその辺の待遇や給与だけでは改善できないような課題というものもしっかり整理していかなければいけないのかなと思うところであるのですが、その辺のお考えはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 最初のフルタイム会計年度任用職員が正職員にというお話については、既にそういうケースもありますので、フルタイム会計年度任用職員の方が応募することは、それは拒むものではございません。

その後の給与、待遇面は、どうしてもフルタイム会計年度任用職員と正職員では立場が違いますので、そこで給与などの差が生じるのは、これは致し方ないところではございますけれども、それ以外の問題があるということについては、それは整理をしていかなければ、きちんと改善していかなければならないものと考えております。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 あともう一つ、正職員1人増やすということは、これから長く働いてもらうような環境をつくっていくということなのだと思いますけれども、現在更別には更別村だけでも更別幼稚園、どんぐり保育園、上更についてはこども園という形であるのですが、以前、うわさではありますけれども、幼保一元化に向けた動きというものも見据えていったらどうかとか、そういった話もあったとは思いますが、今回正職員を募集するに当たって幼保一元化ということに対しての考えはあるのかなのか、その辺もお聞かせいただ

ければと思います。

○議 長 西海副村長。

○副 村 長 幼保一元化に対する考え方なのですけれども、平成30年に改定された幼稚園教育要領、保育所保育要領によって保育園も幼児教育施設に位置づけられたと。いずれに通っても小学校の新学習指導要領を意識して小学校初等教育に備えた幼児教育を受けられると、受けないといけないということになっております。未就学児童に対する就学前教育、発達段階に応じた教育、保育、以上を踏まえた望ましい教育方針、保育方針などについて、子どもたちにとってどのような形態が望ましいのか、こちらについては今後とも引き続き検討していく所存でございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今太田議員さんの質問にある会計年度任用職員の募集が正職員に変わったということについてなのですけれども、会計年度任用職員で募集して、集まらなかったと、応募がなかったということで、正職員で募集したら応募がありそうだという話なのですけれども、この件につきましては、これは今幼稚園の教諭の話だけなのですけれども、実際役場内においてもほかの部署においても、やはり資格を持った職員が必要だということで、会計年度任用職員で採用されているところもあると思うのです。また、今一部でこのように人が集まらなかったから会計年度任用職員を正職員にするのだよという話になりますと、今後これから募集する会計年度任用職員と正職員の募集についての整合性が取れないと思うのです。先に会計年度任用職員で採用されたと、では後で正職員で募集するのかということ、今後来年度以降も会計年度任用職員と正職員の在り方というか、どのようにしていくのが今後の村の職員としてふさわしいのか、その辺はこれからも今回の例を参考にきちんと考えていく必要があると思うのですが、どうでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今太田議員さん、それと織田議員さんのご質問ありました。確かに今回の場合は、先ほどの幼保一元化の問題もありましたし、これは私が当選したときからの公約でありますし、その部分については、就学前教育、保育はどういう形であらねばならないのかということ先ほど副長が説明したとおり子ども・子育て支援法に基づいてしっかりと見据えていかなければいけませんし、その部分については鋭意検討を続けているところでありますので、その辺についてはまたご提案させていただきたいというふうに思っています。

また、正職員との関係です。今の部分については、今保育の関係で満3歳児の保育とかいろいろあるわけなのですけれども、実際に物理的にできない状況があつて、大変申し訳ない状況が現出をしております。そこを早く解決するために、やっぱり人的な配置が必要であるということがありまして、そういう形を今回取らせていただきましたということで、会計年度任用職員から正職員ということで、そうすれば応募があるのではというふうな安易な考えではありませんけれども、そういうような形でしております。

もう一つのほうですけれども、私も前に同じようなご質問を受けて、庁舎内には本当にそ

ういう形で専門的な仕事を会計年度というような身分で仕事をしている方もおられますし、長年一生懸命やっておられる方もいます。私は、前も答弁したのですが、そういう方たちのことも含めて、やっぱりそういう道が開けていくような検討もしていかなければいけないのではないかとというようなことは本当に率直に思っておりますし、織田議員さんご指摘のように、安易に考えるのではなくて、そういうような部分の貢献してきている部分、まさになくてはならない職員としていろんな部局に配置をされている職員のことも含めてしっかりと今後検討して、ご提案させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 この部分について関連の質疑がもしあれば、次の質疑に行ってよろしいですか。

(何事か声あり)

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

6番、安村さん。

○6番安村議員 9ページの定住化促進住宅の対策についてのご質問をさせていただきたいと思えます。

基本的に更別村定住化促進住宅管理条例に基づいてということで、これはあくまでも定住化促進でございますので、村が所有する定住者向けの住宅を提供していくという条項がございます。入居者の資格の中に第3条で、まず1番目に、更別村に定住を希望し、他に入居できる適当な住宅がないというのが第1条項、第2条項として、短期間の研修を目的に6か月以上更別村に居住を希望し、他に適当な住宅がない者ということと、3項目には、他の住宅に入居することが困難な事情があると認められ、村長が特に必要と認める者という、この条項のいずれかに該当する中で長期もいいよという解釈ができるのではないかとこのように思っています。今回の場合、その住宅を空けておくよりは、ある程度の維持管理費もかかるし、貸し付けていくという基本的な心情論は私は理解できるところでございますけれども、ただ今回の場合延長の申請が出たと今説明がございましたけれども、まずもって第1順位としてその方が当初に入居という部分の諸条件の条件でどういう契約になっているのか、まずそのご説明をいただきたいというふうに思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまのご質問ですけれども、定住化促進住宅の中で現在入居されている方については、更別村に定住を希望して、他に入居できる適当な住宅がないというような判断の中、当初入居していただいたところでございます。その後2年間、条例に沿って入居していただいたというようところでございます。今回の1年間の延長につきましては、同じ条例の中で、特別な事情がある場合はこの限りではないということで、これが第9条の中に明文化されております。この部分でご本人が、定住化住宅、昭和区にありますけれども、昭和区内での居住を引き続き希望しているというようところがありまして、ただ昭和区の中で適した住宅がないというような判断をもちまして1年間の延長を認めさせていただ

いたというような経過でございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 説明いただきありがとうございます。今説明の中に第9条が入ってまいりました。(1)番で、入居できる期間は入居後2年間とする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではないという条項があるのは存じてございます。ただし、この前条文が多分基本条項になるのではないか。ほかに入居する場所がないというのが大前提にあるのではないかというふうに私は解釈しています。では、今更別村の3月、4月の段階では新規の就職者も含めて入居する場所がないということで、大変混迷しております。近隣の町村から一時的に通っている方々も更別に通っている方もいらっしゃる。これは、事実としてあります。その中で、基本的に今の説明は説明として理解できるのですが、他に入居できるという部分、適当な住宅がない。今インターネットで調べてみますと、更別村の賃貸住宅も含めてある程度空いています。募集かけているという実態もあります。

そういう実態もある中で、決してこのことが悪いとかなんとかという短絡的な批判ではなくて、そこを精査した中できちっといかないと、これはあくまでも条文どおり読めば、定住が基本的な部分はあるのだけれども、基本的に2番目にある短期間の研修です。全体通してこの1から3までわざわざ私が読み上げたというのはそこなのです。研修を目的、村内に就職してもらいたい。働いてもらいたい。そして、住んでいただきたいということの前提の条例がこの条例ではないですか、基本的に。

それを考えたときに、そこに無理やりとは言わないけれども、あくまでも人的な部分の思考が入ってしまうと、幾ら特別な事情があると村長がといっても、回答いただいても、現実的に空いている賃貸住宅も今あるという現状を踏まえると、やっぱりそこはきちっと精査しながらいかないと、この条例自体の正当性、あるいは定住化に向けての誘致も含めてという形の中で、更別村が目指すべき定住化という位置づけも含めて不明瞭になるのでないかという、私は心配というか、懸念をしているのですけれども、その点の押さえ方、もう少しきちっと精査して条例なり規則なりをつくっていかないと、確かに今定住化で希望がない。新型コロナの関係で少ないかもしれない。要望は少ないかもしれないけれども、そういう実態が今後改善されたときに、定住化で呼び込むと、ある程度呼び込んでいくよと、短期も含めて、この定住化も含めて更別村に呼び込んでいくよという中のシナリオの書き方としては非常に僕は懸念されるのです。運用をあまりにも曖昧にしまうと、その後の対応というのはこれから難しくなりますので、その点をもう少し精査した中の、決して今のやり方というか、今現状でなっていることを批判しているわけではなくて、その位置づけきちっと位置づけた中で、村民に対してでもきちっと説明できるような段階のものをもって進めていただきたいと思うのですけれども、それらの対応策について考えがあれば、ご説明いただきたいと思えます。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいま安村議員からご指摘あったとおり、条例、さらに運用といった部分でも精査は十分に必要かというふうに思います。一方で、例えば公営住宅ですとか、そういった部分では所得制限等、入居に関しての一定の条件があるところがございます。定住化住宅、今般の新型コロナウイルス関係の臨時交付金でも、市街地の新栄町の住宅については改修ということで改めて環境整備を進めていくところがございます。さらに、現在昭和区が農村部には1戸ということですが、移住、定住の関係で問合せをいただいたときには、農村部の空き家ですとか、市街地よりもどちらかといえば農村地区の一戸建てに住みたいですとか、そういった要望があるところがございます。そういったときに、今すぐに農村地区の住宅を確保できるか、そういうようなところまではいっていないのですけれども、今後一定程度そういう柔軟な対応できる定住化住宅というものを確保してまいりたいなというように考えているところがございます。

現在昭和区に入居されている方については、昭和区の中での定住というのを希望されているというところと、さらにはご本人の要望を受けて昭和区の皆さんからも要望書を受けているというような状況もありまして、今後どのような形で定住につなげていくかというところ、検討が必要となっておりますけれども、今回の1年間の延長という部分については、ほかに地域内で適した住宅がないというところで承認させていただいたところがございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 説明いただきましたけれども、それはあくまでも村側の心情的な今の説明であって、これは条例という規定があるわけです。規定の中の基本は守っていただかないと、運用論で自由にできるという規定ぶりにはなっていません。今確かに今後の対応の中でご説明いただきましたけれども、この条例はあくまでも村が所有する住宅です。一般の住宅をこれから借りる、借りないは今後の検討はしてください。十分してください。けれども、今協議しているのは条例です。条例に対しての運用についてどうなのかということをおは説いているわけです、実際に。

今種々いろんな部分を勘案して、特別な事情があるという解釈をしたという説明ということで私は捉えました。がしかし、特別な事情というものの一環の中には入居する住宅がないという前提も含まれているというのが、これが大前提なのだと。私申し上げましたよね、一般賃貸住宅だって今空いているところあるのです。今です。今現在です。そういうものを勘案した中で、地域の住民も住んでいただきたいという感情論も分かる。この人いい人だね、それも分かる。それは感情論であって、条例の運用ではないです。そこはしっかり踏まえた中で運用というもの、条例を遵守した形でいかないと、今回の部分のいい、悪い別にして、こういう理論が成り立つのであれば、今後ますますそういう理論が成り立ってくるわけですよ、いずれの場合も。

ということは、たくさん村は定住化促進住宅持っているわけではないですよ。村の所有

と書いてあるのだから、希望がたくさん来たときに選択しなければならないですよ、今度。そういうものを含めて、今入居者がいる程度飽和状態というか、ないから対応できるという判断をするならば、今度オーバーフローしたとき、募集のオーバーフローしたときに対応が全く違って来るわけです。そういうことは一切条例の中でうたわれていない。ただ、唯一村長が必要と認めた特別な場合という、それも前提としてはほかに今現在も入居する場所がないのだという前提条件での特別条項、プラス特別条項が入ってくるはずです。このほかにないという、入居する場所がないという条項を外して、任意的に村の執行の中の判断でできるという規定ぶりにはなっていないはずです。その点少し精査して、今後の対応も含めてやっていただかないと、これは定住化に向けての後押ししようという、これから強く進めようという段階で禍根を残す可能性が高いですので、その点を少し整理して、もう少し整理して、交通整理してきちっと提案していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 今回の対象となる方の部分については、1年間承認させていただいたということでございまして、その後段のただいま安村議員にいただきましたご意見踏まえまして、今後運用面については検討してまいりたいというふうに考えたところでございます。以上です。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 14ページお願いいたします。目13開村記念事業推進費、説明欄(1)、開村75周年記念事業2万8,000円とございまして、少し確認をさせていただきたいと思います。旅費ということになってございますけれども、村史の文献調査ということで札幌へということだったと思いますけれども、新しい駅通所があったという記事が新聞等にも載せてございました。村史のほうも今まで2回発行があったかと思っておりますけれども、札幌方面へというところのことを少しお聞きしたいと思っております。お願いいたします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 ご質問のとおり、新しい駅通所が設置されていた可能性が高いということで、村史の編さん業務の中でそういう情報を確認しまして、文献等の調査をしていくうちに、その可能性が非常に高いということになりました。北海道が駅通所を設置する場合は北海道が告示をすることになっておりますので、道立の北海道文書館に告示文等の関係文書を調査するというので、札幌に出張する旅費を追加したものでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今般の10ページなのですが、教育費の道補助金の中でコロナ対策の関係で100万円を幼稚園費の補助金として計上してございますけれども、内容をちょっと説明いただければありがたいのですけれども、お願いします。

○議 長 石川子育て応援課長。

○子育て応援課長 こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金でございます。感染症対策を徹底することに伴い業務量が増加することの対応に必要な経費としまして、職員の時間外手当等に対する補助金となっております。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 すみません、ちょっと私しっかりした解釈今できなかったのですが、これはあくまでも幼稚園という形なので、今幼稚園は更別幼稚園と上更別認定こども園ありますよね、一応幼稚園の部類としての位置づけの中では。それで、時間外という部分の押さえ方、両方に該当しているのかという部分が1点、ちょっと確認をしたかったです。

コロナ対策、いろんな対策ありますけれども、100万円の使い道といいますか、どういう形の具体的な形で使われているのか、その分、分かる範疇でいいですので、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○議 長 石川子育て応援課長。

○子育て応援課長 申し訳ございませんでした。更別幼稚園、認定こども園上更別幼稚園、それぞれに定額で50万円ずつ交付されるものでございます。

対応するものにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、業務量の増加への対応に必要な人件費、例えば時間外勤務手当ですとか、そういったものを対象に交付されるものでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ありがとうございます。ちょっと気になったのが、私も少し一般質問の関係があるものですから、人件費という形でちょっと引っかけたのですが、実をいいますと、今働き方改革も含めて先生方の、幼稚園の先生もそうですけれども、かなり業務量現実的に増えていると思うのです。その諸対策の一環として、交付金というか、いただいて、それに対してのある程度の時間外は仕方ないなという押さえ方必要だとは思っているのですが、そういう部分の捉え方というのは説明の中では人件費、いわゆる時間外手当の支給に使うのだというよりは、補助員を入れるだとか、何か手伝っていただける人の短期間のお手伝いだとかという部分でないと、先生方の時間だけが何か聞いているとボリュームが増えてしまっただけということで、今までより多分現実的に増えていると思うのですよ、実際に。前の中では、教育長が説明していただいたように幼稚園は39週だったら39週、小中学校と違って時間単位の制約がなくて、年間というか、39週出れば幼稚園の教育として、教育というか、についてのあれをクリアできるから問題ないという説明いただいているのですが、それといえども、先生方の働く時間帯というのはかなりやっぱり増えているような気がするのです、その点の捉え方もしっかり押さえながら進めていただかないと、ただ時間外出しますからという部分では、説明としては時間外出するのは当たり前なのですが、勤務体制も含めて見直す必要があるのではないかというふうに所見としては思うのですが、

その点の考え方というか、捉え方について説明いただければと思います。

○議 長 石川子育て応援課長。

○子育て応援課長 幼稚園につきましては、現在はお話にありましており業務量が多いというご指摘でございますが、これにつきましては子育て応援課共々一体となりまして、業務量の効率的な処理ですとか、そういったことに協議しながら努めているところでございます。今回につきましては、新型コロナウイルスということで非常事態によるものでございますので、それとは別に通常業務につきましては今後とも効率的な業務に努めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 14ページ目の目13、開村75周年記念事業のことでちょっと確認したいと思うのですが、これは村史発行するためにということで、今推進室を設けて実際やってきていますよね。確認したいことは、75周年のときに記念誌だけで終わらせてしまうのか、それとも私ども行政というのはどっちかというところと四半期というのですか、例えば25年、50年、75年、100年と、こういうような形で、そういうイメージがあるものですか、75周年のときにどんなことを考えているのか。もし今現時点で実施しようとしていることがあれば、記念誌はもちろん発行するのでしょうか。そのほかについてももしあるのだったら、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 ご質問のとおり、村史につきましては25年の間隔でこれまでも史を発行してきておりまして、75周年も村史を発行するというところで今編さん作業を進めているところでございますが、開村記念事業、周年事業につきましては基本的には10年単位で考えているところでございます。したがって、75周年に開村記念事業をとというのは具体的に今のところ予定しているものはございませんが、80周年の際には開村記念事業を実施することになるかと今のところは考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今の説明で分かるのです。ただ、75周年記念事業で村史発刊をするのだということで私は考えているというか、説明受けているのです。記念事業に関しては、今初めて聞きましたけれども、そんなに触れてこなかったと思うのです。ただ、私も含めて村民の方は75周年のときに記念事業やるのだらうという、だらうで今までできていたものから、今10年、20年の10年単位でもしやるということになれば、何のために75周年のときに記念誌発行するのだと、そういうふうにも言われかねないような気がするのです。私はそう思いますから、だからその辺も含めて、まだ時間がありますから、その辺、村民の意向だとか、村の考え方だとか、よく検討してやっていただきたいなと思います。その点について、何かもう少し考え方があれば教えてください。

○議 長 西山村長。

○村 長 この部分については私がお答えしなければいけないというふうに思っております。

上田議員おっしゃったように、今末田課長のほうから、村史は25年単位で、四半期というのですか、作ってきたということで、あと周年行事については10年単位ということでありましてけれども、今上田議員さんからもありましたけれども、村民の意向とか、いろんな記念事業、いろんな形態もあると思うのですけれども、その辺についてはちょっと検討させていただきたいというふうに思いますので、今の時点ではそういうお答えとさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 しつこくて申し訳ありません。記念誌だけが25年単位でやる。要するに四半期ですね。そして、記念事業がどうのこうのということになってくれば、私はワンセットとして考えたものですから、よく村民の意見、それから議会だとか、いろんな今までの過去の経験している人もいろんな人がいると思うのです。ですから、そこは今村長の言うように慎重にやっていただきたいなということで、意見というか、要望もありますけれども、質問よりもそういうふうになりますけれども、やっぱりそういうふうにやっていただきたいなということで、そこは強く言っておきます。

○議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第65号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後2時50分まで休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時50分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 議案第66号

○議 長 日程第17、議案第66号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第66号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,101万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,198万7,000円とするものであります。

それでは、事業勘定の歳出から説明を申し上げます。6ページをお開きください。款1総務費は、8,000円を追加し、補正後の予算額を611万5,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄へまいりまして（1）、国保電算整備事業、国保情報データシステム更新委託料6万1,000円の追加は、オンライン資格確認システム整備に伴う市町村事務処理標準システム更新作業を北海道国保連合会へ委託する経費であります。その全額は、国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金で措置されることとあります。

続きまして、項2徴税費、目1賦課徴収費、説明欄にまいりまして（1）、賦課徴収事務経費、十勝市町村税滞納整理機構負担金5万3,000円の減額であります。滞納整理機構に引き継ぐ一般会計の住民税等と国保税との金額を案分で予算計上しておりますけれども、国保税の引継ぎ金額が減少したため、減額するものであります。

続きまして、款7基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金は、前年度繰越金の確定により1,100万3,000円を追加し、7ページにもいきますけれども、補正後の額を1,101万5,000円とするものであります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開きください。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1総務費国庫補助金で説明欄、社会保障・税番号制度システム整備補助金6万1,000円の追加でありますけれども、歳出にありました款1総務費の国保電算整備事業経費について交付されるものであります。

続きまして、款7繰越金につきましては、1,095万円を追加し、補正後の額を1,105万円とするものであります。これは、前年度の繰越し額の確定により、予算を追加するものであります。

以上、ご提案申し上げます。ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで討論を終わります。
これから議案第66号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第67号

- 議 長 日程第18、議案第67号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西山村長。

- 村 長 議案第67号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ606万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,790万2,000円とするものであります。

それでは、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。7ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1総務費は、26万4,000円を減額し、補正後の額を411万8,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄にまいりまして(1)、総務一般事務経費は、NPO法人地域共生政策自治体連携機構負担金が改定されたことから、5万円を減額するものであります。

項3介護認定審査会費、目2認定審査会共同設置負担金、説明欄にまいりまして(1)、認定審査会共同設置負担金は、南十勝介護認定審査会負担金の21万4,000円の減額であります。これは、平成元年度分の認定審査会事務局人件費の減に伴う調整による負担金の減額となっております。

続きまして、款2保険給付費、項3高額介護サービス費、目1高額介護サービス費、8ページの説明欄、高額介護予防サービス給付費の支給見込額が増になりました。これは14万3,000円の増額というふうになっております。

項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費、説明欄にまいりまして(1)、特定入所者介護サービス費は、支給見込額の減により14万3,000円の減額となるものであります。

続いて、款4 基金積立金は、273万円を追加し、補正後の予算額を274万4,000円とするものであります。説明欄にまいりまして(1)、事業基金積立金は、前年度の介護給付費等における本年度の精算交付金などについて積み増しをするものであります。

続いて、款5 諸支出金は、360万2,000円を追加します。補正後の額を360万3,000円とするものであります。次のページにもまいりますけれども、説明欄(1)、過年度過誤納還付金は、前年度の介護給付費等負担金などの精算に伴う還付金であります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開きください。款3 国庫支出金は、167万2,000円を追加し、補正後の額を9,488万8,000円とするものであります。

項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金は、前年度負担金の精算により追加交付されるものであります。

款4 支払基金交付金は、7万円を追加し、補正後の額を8,737万2,000円とするものであります。

項1 支払基金交付金、目2 地域支援事業交付金も前年度交付金の精算により追加交付されるものであります。

続きまして、款7 繰入金につきましては、26万4,000円を追加し、補正後の額を7,686万円とするものであります。

項1 一般会計繰入金、目5 その他一般会計繰入金は、事務費対象分について歳出の款1 総務費の補正に伴い、減額するものであります。

続きまして、款8 繰越金は、459万円を追加し、補正後の額を459万1,000円とするものであります。これにつきましては、前年度の繰越し額の確定により、予算を追加するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第67号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第68号

○議 長 日程第19、議案第68号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第68号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は資本的収入及び支出、第4条は企業債、第5条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

まず、1ページをお開きください。収益的収入及び支出であります。支出におきまして、第1款簡易水道事業費用、第1項営業費用、第3目の総係費は、見直しによる増であります。

続きまして、2ページをお開きください。2ページは、収益的収入及び支出であります。収入におきましては、第1款簡易水道事業資本的収入、第1項補助金、第2目国庫補助金、節、国庫交付金で700万円を追加、第3項第1目、節、企業債、簡易水道事業債で700万円を追加しております。これは、(仮)新コムニ団地宅地造成配水管布設工事分を計上しております。

第4項出資金、第1目他会計出資金、節、一般会計出資金で33万1,000円減額しておりますが、これは改修工事請負金額確定によるものであります。

続きまして、支出にまいります。支出におきましては、第1款簡易水道事業資本的支出、第1項建設改良費、第1目水道施設費、節、工事請負費で1,366万9,000円を追加するものであります。これは、(仮)新コムニ団地宅地造成配水管布設工事分1,400万円から改修工事費33万1,000円を差し引いたものであります。

なお、3ページに給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをよろしくお願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第68号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第69号

○議 長 日程第20、議案第69号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第69号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は資本的収入及び支出、第4条は企業債、第5条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

最初に、1ページをお開きください。1ページは、収益的収入及び支出であります。収入にまいります。第1款下水道等事業収益、第2項営業外収益、第1目一般会計補助金で171万6,000円を追加しております。これは、一般会計からの繰入金となっております。

次に、下にまいります。支出にまいります。第1款下水道等事業費用、第1項営業費用、第2目処理場費で100万円を追加するものであります。これは、個別排水処理施設の修繕が増えたことにより、増額するものであります。

第3目の総係費と第4目の減価償却費は、見直しによる増であります。

第2項営業外費用、第2目消費税は、中間納付分であります。

続きまして、2ページをお開きください。2ページは、資本的収入及び支出であります。収入では、第1款下水道事業等資本的収入、第1項第1目企業債で下水道事業債1,400万円を追加、第4項補助金、第1目国庫補助金で国庫交付金1,400万円を追加しております。これにつきましては、(仮)新コムニ団地宅地造成下水道管渠布設工事分を計上しております。

次に、支出にまいります。第1款下水道事業等資本的支出、第1項建設改良費、第1目建設改良費等、節、工事請負費で2,800万円を追加するものであります。これは、(仮)新コムニ団地宅地造成下水管渠布設工事分を計上しております。

なお、3ページに給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しのほうをよろしく願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしく願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第69号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件
を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月10日は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、9月10日は休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 3時08分散会)